

(仮称)第2次札幌市立高校教育改革方針の
策定に向けた検討会議設置要綱

(令和7年7月22日 教育長決裁)

(目的)

第1条 (仮称)第2次札幌市立高校教育改革方針(以下「教育改革方針」という。)の策定に向け、有識者や関係者等の意見を聴取するため、「(仮称)第2次札幌市立高校教育改革方針の策定に向けた検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

2 検討会議は札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

(組織等)

第2条 検討会議は、20名程度の委員で組織する。

2 委員は、有識者、札幌市立学校教職員、その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は令和9年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議には委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じ学校教育部長が開催を決定する。

2 検討会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が会議に付し、他の委員の半数以上の了承を得た場合は、非公開とすることができます。

3 検討会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(謝金)

第6条 委員に対して、検討会議1回の出席(オンラインによるリモート会議も含む)につき、謝礼として12,500円(税込)を支給する。ただし、札幌市職員は無報酬とする。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、札幌市教育委員会学校教育部に置き、学校教育部長を事務局長とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が決定する。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月22日から施行する。